

# 保育所・認定こども園・幼稚園を利用される 保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組みにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和5年5月8日（月）から国の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行します。

引き続き、下記により、感染症防止対策にご理解とご協力をお願いします。

## 1. 登園基準の順守にご協力ください

- ① お子さんに、「保育施設等の登園基準について」（裏面参照）に該当する症状がみられる場合、登園を控えていただくほか、速やかに利用する教育・保育施設にご連絡ください。
- ② 臨時休園など保育の提供や幼児教育が困難になるおそれがありますので、登園基準の順守をお願いします。

## 2. 家庭内保育にご協力ください

- ① 両親のどちらかがお休みの日や、家庭内で保育可能な方がいる日については、可能な限り家庭内保育にご協力ください。
- ② 利用時間にかかわらず、早めのお迎えにつきましてもご協力をお願いします。
- ③ 原則として、保育施設は認定された保育事由でのみ利用可能です。また、利用時間についても、認定された保育事由に係る時間となりますので、買い物やきょうだい児の習い事等への送迎については、可能な限りお迎え後にお願いします（預かり保育についても同様）。  
（例）認定された保育事由が「就労」の場合  
⇒利用できるのは、原則として「就労日」。利用時間は、「通勤時間＋勤務時間」。
- ④ 認定された保育事由以外で保育施設や預かり保育の利用を希望する場合は、必ず利用する教育・保育施設へ、事前にご相談ください。

## 3. マスクの取扱い

- ① マスクの着脱は個人の判断に委ねられるものであり、お子さんのマスクの着脱も、保護者の判断に委ねることを基本とします。ただし、感染状況や体調によっては着用をお願いします。
- ② 2歳児未満のお子さんのマスク着用は、窒息や熱中症のリスクが高まるため、奨められません。
- ③ 児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないようご家庭でも適切にご指導をお願いします。
- ④ 職員及び保護者についても、マスクの着脱は個人の判断に委ねられます。
- ⑤ 感染が流行した場合などは、マスクの着用を促すこともあります。

## 4. 家庭での過ごし方について

- ① 移動や会食等について制限はありませんが、リスク回避のため、基本的な感染対策をお願いします。
- ② 基本的な感染対策は、「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」となります。

# 保育施設等への登園基準について

## 1 登園停止となる場合

No.	事例	登園停止期間	
		開始日	終了日
1	児童が感染者となった場合		
	(1) 症状がある場合	発症日	発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	(2) 症状がない場合	採取日	検体を採取した日の翌日から5日を経過するまで

注 なお、発症してから10日を経過するまで期間は、マスク着用が推奨されています。

## 2 登園自粛となる場合

No.	事例	登園自粛期間	
		開始日	終了日
1	児童が37.5℃以上の発熱、呼吸器症状（風邪症状）、その他感染の疑いが認められる場合	発症日	症状の改善や感染の疑いがないと判断されるまで

注 同居家族に発熱等の体調不良が認められる場合であっても、保護者が児童の体調を確認の上、児童本人に体調不良がない場合は、登園いただくことは可能ですが、登園自粛について、可能な限りご協力をお願いします。

なお、上記症状等がみられる場合に、保育施設等を利用する場合は、事前に施設にご相談いただきますようお願いいたします。また、早めのお迎えについても、ご協力をお願いします。

### 《保護者の皆様へ》

保育上、感染拡大防止のための十分な距離を確保することが、特に難しい状況となっています。つきましては、「保育施設等の登園基準について」の登園自粛に該当する症状がみられる場合は、可能な限り家庭内保育にご協力いただきますようお願いいたします。

須賀川市の公式ホームページからも、最新の情報が確認できます。

左のQRコードから、または市ホームページにある検索窓からページ番号「1005370」を入力しお進みください。

